

事 務 連 絡

令和 4 年 7 月 29 日

課題解決支援事業を実施される皆様へ

今治市課題解決支援事業費補助金事務局

今 治 市 課 題 解 決 支 援 事 業 費 補 助 金 交 付 決 定 に つ い て

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政に深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今治市課題解決支援事業費補助金交付決定通知書を送付いたしますので、ご査収ください。なお、今後の手続きにつきましては、下記の事項をご確認のうえ、適正な事務手続きをお願いいたします。

記

<交付決定後の手続き及び注意事項>

今治市課題解決支援事業費補助金募集要領の「11.重要説明事項」及び「12.留意事項」を再度ご確認ください。なお、**補助対象事業となる設備等の設置場所は、今治市内の事業所に限ります。**

① 補助対象事業者が行う補助対象経費(機械装置購入費等)の支払い方法について

補助対象経費の支払方法は銀行振り込みで行ってください。旅費や現金決済のみの取引を除き、1件10万円超(税抜き)の支払いは、現金支払いは原則認められません。なお、小切手、手形、売掛金及び買掛金の相殺等による決済または、カード決済は原則認められません。

② 内容や金額に変更があった場合

交付決定は、提出された事業計画の内容で承認されています。交付決定通知受領後、事業計画書の内容に軽微な変更がある場合は、「今治市課題解決支援事業費補助金変更承認申請書」を提出し、事前に承認を得なければなりません。**変更が認められない場合(事業計画内容の重大な変更など)もありますので、変更がある場合は事前に事務局(今治商工会議所)にご相談ください。**承認を得ずに変更した場合、補助金の減額または決定が取り消される場合がございます。また、何らかの事由により交付条件に沿わなくなった場合や、自ら辞退されるなどの場合は、「今治市課題解決支援事業費補助金中止(廃止)申請書」を提出してください。

補助対象事業費が減額となった場合、補助金額も減額となります(上限額に達している

場合を除く)。補助対象事業費が増額となった場合、補助金額の増額はできませんのであらかじめご了承ください。

③ 実績報告の提出について

事業完了後、実績報告書および必要書類を事務局に郵送で提出してください。提出書類および提出期限は下記のとおりです。交付申請時に事業が完了している方と、それ以降に完了する方で必要となる提出書類が異なりますのでご注意ください。事業完了の日とは、事業に係る最終の納品日もしくは補助金対象経費の支払い完了日のいずれか遅い方となります。

なお、各様式は今治市のホームページ上からもダウンロードできますのでご利用ください。また実績報告提出後、支払までに約1ヶ月程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

○ 補助金申請後もしくは補助金交付決定後に事業完了した事業者

(提出書類)

ア 今治市課題解決支援事業費補助金実績報告書

イ 今治市課題解決支援事業費補助金事業報告書

ウ 今治市課題解決支援事業費補助金請求書

エ 支払い相手からの請求書の写し

オ 銀行振込通知書等の写し

収受印のあるものまたは通帳の写し等支払いを行ったことがわかる書類。補助金対象経費の支払いが10万円以下の現金の場合は領収書（支払いの相手方、支払金額及び支払日が記載されたもの）。

カ 納品書の写し

検収日の記載があり、検収担当者の押印があるもの

キ 写真

購入した物品を設置したことがわかる写真。

ク その他事務局が必要と判断した書類

※補助対象経費の支払日が、事業計画書に記載された事業開始日から事業終了日までの間の日付となっているかご確認ください。

※実績報告書等の提出は、実績報告書、事業報告書、請求書の順で並べ、以下経費ごとに書類エ～クの順に並べて提出してください。

(提出期限)

補助金申請後に事業完了した場合・・・交付決定通知書受領後30日以内

補助金交付決定後に事業完了した場合・・・事業完了の日から起算して30日以内

○ 補助金申請時、すでに事業を完了している事業者

(提出書類)

- ア 今治市課題解決支援事業費補助金実績報告書
- イ 今治市課題解決支援事業費補助金事業報告書
- ウ 今治市課題解決支援事業費補助金請求書
- エ その他事務局が必要と判断した書類

※実績報告書等の提出は、実績報告書、事業報告書、請求書の順に並べて提出してください。

(提出期限)

交付決定通知書受領後 30 日以内

※上記に関わらず別途書類の提出をお願いする場合がございます。

〈書類提出先〉

〒794-0042 今治市旭町 2 丁目 3-20

今治商工会議所 内

今治市課題解決支援事業費補助金事務局 宛

※封筒に「今治市課題解決支援事業費補助金実績報告書 在中」と記載

④**財産処分について**

本補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（税抜）以上の設備等については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を経過するまで、あらかじめ今治市課題解決支援事業費補助金財産処分申請書による申請により市長の承認を受けなければ、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。本補助金にて取得した設備等につきましては、承認なしに処分等されませんようご注意ください。

〈問い合わせ先〉

【事務局】

〒794-0042 今治市旭町 2 丁目 3-20

今治商工会議所内

今治市課題解決支援事業費補助金事務局

TEL:0898-23-3939